

## 身体拘束等の適正化のための指針

吉野川育成園権利擁護委員会

### 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を拒むことであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

#### 1) 指定障害者支援施設等における運営基準—身体拘束の禁止

・「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条においては、「指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」とされています。

#### 2) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

・原則身体拘束は実施してはならないとされていますが、同じく「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条第2項においては、「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」とされています。

・このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者、職員等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性…身体拘束その他行動制限が一時的なものであること。

#### 3) 当施設における考え方

##### a. 身体拘束の原則禁止

・当施設においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一

切を禁止します。

b. やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「権利擁護委員会」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

c. 日常の支援における留意事項

- ・身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。
  - ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます
  - ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます
  - ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
  - ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません
  - ⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、「権利擁護委員会」において検討します。
  - ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

## 2. 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、身体拘束廃止及び適正化に向けた検討会として「権利擁護委員会」を設置します。

### 1) 設置目的

- ・事業者での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全員への指導

### 2) 構成員

- ・委員長は虐待防止責任者の施設長、担当者として、虐待防止担当者の次長、サービス管理責任者、看護師、管理栄養士で構成する。

### 3) 協議等の開催

- ・委員会は月 1 回委員会を開催し協議する。
- ・緊急時等必要がある時は、適時委員会を開催する。

## 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・支援に関わる全ての従業員に対して、身体拘束等の適正化に向け、「利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基本的な内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。
- ・研修は年 1 回以上行い、未参加の職員（パート職員を含む）に伝達研修を行い、研修内容を共有する。また、新規採用時には必ず研修を実施する。

## 4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・身体拘束等を行う場合には、手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- ・身体拘束等の事案については、その全ての案件を権利擁護委員会に報告するものとする。  
その際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

## 5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

### 1) やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）囲む。

- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

#### ① 「権利擁護委員会」の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、権利擁護委員会を中心として関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

#### ② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束・行動制限に関する説明・同意書」を作成します。同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

#### ③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

#### ④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

#### 6. 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

#### 7. その他身体拘束等の適正化のために必要な基本方針

本施設内における研修会以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

附則 本指針は令和4年4月1日より施行する。









